

神奈川県立座間総合高等学校 の部活動に係る活動方針

活動方針の趣旨

- 1 適切な運営のための体制整備
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 3 適切な休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

活動方針の趣旨

部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、スポーツや文化及び科学等に親しませ、個性の伸長、自主性や協調性、学習意欲の向上や責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。

本校では、国のガイドラインや神奈川県の方針に則り、地域、学校、競技種目等に応じて、本方針を参考に、多様な形で最適に実施されることを目指すとともに持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組むこととする。

1 適切な運営のための体制整備

- ア 部活動顧問は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- イ 活動時間や場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明するよう努める。
- ウ 部活動顧問は複数名配置し、部活動顧問間や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。
- エ 日常の運営、指導に関して、部活動顧問の間で意見交換を行い、部活動インストラクター等の意見も参考にして、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努める。
- オ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、部活動顧問間で役割分担をするとともに、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけでなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意する。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶する。

- ア 運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養

を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化顧問は、生徒が生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要である。また、休養日の設定に当たっては次のとおり、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定する。

ア 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日(祭日等を含む)は少なくとも1日以上(半日を0.5日とする)を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 休養日は、年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週休日に必ず休養日を設定する。

ウ 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとする。

エ 1日の活動時間は、できるだけ短時間(平日2時間程度、週末3時間程度)に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」

など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努める。

(2) 地域との連携等

生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

また、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

附 則

この方針は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年 6 月 1 日から施行する。